

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年十二月七日

奈良県人事委員会委員長 松村二郎

奈良県人事委員会規則第六号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（昭和四十六年三月奈良県人事委員会規則第二十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一保健所の項中「次長（内吉野保健所以外の保健所に限る。）」を「次長」に、

次長（内吉野保健所に限る。）	主幹
----------------	----

を

主幹

に改める。

附 則

この規則は、令和三年十二月二十日から施行する。